

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

変 更 前	変 更 後
目 次	目 次
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 むかわ町農業の概況 2 むかわ町農業の現状と課題 3 農業経営基盤の強化に関する取組方向 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 むかわ町農業の概況 2 むかわ町農業の現状と課題 3 農業経営基盤の強化に関する取組方向 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標
第 2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標	第 2 <u>農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの</u> 効率的かつ安定的な農業経営の指標
第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	第 3 <u>農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの</u> 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 2 むかわ町が主体的に行う取組 3 関係機関とに連携・役割分担の考え方 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互 <u>協力</u>	第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 2 むかわ町が主体的に行う取組 3 関係機関との連携・役割分担の考え方 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互 <u>提供</u>
第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用 <u>の改善</u> に関する事項 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 1 同左 2 同左
第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 1 第18条第 1 項の協議の場の設置方法、第19条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業	第 6 同左
第 7 その他	第 7 同左

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

（本文）

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 むかわ町農業の概況

むかわ町は、北海道中央南部にあたる胆振総合振興局管内の最東部に位置し、町を縦断する一級河川「鶴川」に沿って、下流域から中流域では肥沃な土地に水田を主体とする農用地が開け、上流域では三方を日高山系外縁部に囲まれ起伏が極めて険しく川に沿って狭隘な農用地を余儀なくされている。

農業は、基幹作目の水稲を中心として展開してきたが、さわやかな気候、長い日照時間を生かして、下流域ではそ菜や花きの栽培、中・上流域では昼夜の気温差を生かしたメロンや長いもをはじめ、肉牛や軽種馬などの畜産も盛んであり、これらを補完作目とする複合経営が主流となっている。

近年は、耕種を中心とする土地利用型経営と施設園芸等の集約型経営への分化の傾向も見られ、今後はこれらを円滑に経営内に定着させるため、農用地や労働力の活用について役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 むかわ町農業の現状と課題

(1) むかわ町の農業構造

本町の1戸当たりの経営耕地面積は、2020年の農業センサス（以下「センサス」という。）によると17.3 haで、本道平均の30.6 haに比較すると2分の1程度である。

また、販売農家(308戸)のうち、主業農家(197戸)の占める割合は63%で5年前と比べて2%程度増加している。

農家戸数は年々減少しており、センサスでは359戸と、5年前に比べ約17%減少し、後継者のいない農家の割合も増加傾向にある。

一方、他業種からの新規就農希望の問い合わせも多くあり、町内において就農を目指し研修を積む者も毎年数名おり、今後の担い手確保に期待がかかる面もある。

本基本構想の水準到達者については、殆どが法第12条の農業経営改善計画の認定（認定農業者）を受けており令和2年度末における認定数は280経営体で、農業経営基盤強化促進法第14条の青年等就農計画の認定数（認定新規農業者）は4経営体となっている。

農地法（昭和27年法律第229号）及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地流動化についてまだ、硬直化は見られないが、土地利用型経営は、国の経営所得安定対策実施等下で生産コストの高騰などの影響もあり将来不安を抱えながらも認定農業者を中心とした利用権設定が維持されている。

当町の担い手への農地の利用集積率は令和2年度末現在で、85.3%となっている。

(2) むかわ町農業の課題と展開方向

農業を取り巻く環境は、食生活の多様化や国際化の進展、農業従事者の高齢化等による労働力不足に加え、リタイヤの進行や集約型経営への転換に伴う農地の流動化の促進などさらに、中山間地域である穂別地区の北部においては、一部の地域で農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農地の遊休化に至ることの懸念、価格の低迷、燃料や飼料などの生産資材価格の上昇、基

（本文）

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 むかわ町農業の概況

むかわ町は、北海道中央南部にあたる胆振総合振興局管内の最東部に位置し、町を縦断する一級河川「鶴川」に沿って、下流域から中流域では肥沃な土地に水田を主体とする農用地が開け、上流域では三方を日高山系外縁部に囲まれ起伏が極めて険しく川に沿って狭隘な農用地を余儀なくされている。

農業は、基幹作目の水稲を中心として展開してきたが、さわやかな気候、長い日照時間を生かして、下流域ではそ菜や花きの栽培、中・上流域では昼夜の気温差を生かしたメロンや長いもをはじめ、肉牛や軽種馬などの畜産も盛んであり、これらを補完作目とする複合経営が主流となっている。

近年は、耕種を中心とする土地利用型経営と施設園芸等の集約型経営への分化が進んでおり、今後引き続きこれらを円滑に農業経営に定着させるため、農用地や労働力の利活用について役割分担を図りながら、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 むかわ町農業の現状と課題

(1) むかわ町の農業構造

本町の1戸当たりの経営耕地面積は、2025年の農業センサス（以下「センサス」という。）によると20.2haで、本道平均の34.1haに比較するとおおよそ2分の1程度である。

また、販売農家(274戸)のうち、主業農家(180戸)の占める割合は66%で5年前と比べ3%程度増加している。

農家戸数は年々減少しており、センサスでは294戸と、5年前に比べ約18%減少し、後継者のいない農家の割合も増加傾向にある。

一方、他業種からの新規就農希望の問い合わせも多くあり、町内において就農を目指し研修を積む者も毎年数名いることから、今後の担い手確保に大きな期待が寄せられる。

本基本構想の水準到達者については、そのほとんどが農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定（認定農業者）を受けており、令和7年度末における認定数は241経営体で、法第14条の青年等就農計画の認定数（認定新規農業者）は1経営体となっている。

農地法（昭和27年法律第229号）及び法に基づく農地流動化については、硬直化は見られないが、土地利用型経営は、国の経営所得安定対策下で生産コストや資材高騰などの影響もあり将来不安を抱えながらも認定農業者を中心とした利用権設定が維持されており、農地の利用集積率は令和7年度末現在で、86%となっている。

(2) むかわ町農業の課題と展開方向

農業を取り巻く環境は、食生活の多様化や国際化の進展、農業従事者の高齢化等による労働力不足や、離農の進行、集約型経営への転換に伴う農地の流動化、加えて中山間地域である穂別地区においては、一部の地域で農業就業人口の高齢化及び減少に伴う、農地の遊休化、さらには燃料や飼料などの資材価格の高騰、基盤整備や機械化による農家負担の長期化、異常気象や自

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

盤整備や機械化による農家負担の長期化、異常気象や各種災害の対応など、本町農業は、依然として厳しい状況に置かれている。
このような、めまぐるしい農業情勢の変化や課題に対処するため、立地条件や地域特性を最大限に生かし、「むかわ町農業・農村振興計画」のもと、農業者と農業関係機関・団体が一体となって、力強く地域農業のシステム化に取り組むこととする。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

むかわ町は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及び周辺市町村における優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体あたりおおむね440万円）、年間労働時間（主たる従事者一人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

この目標を達成するため、将来のむかわ町農業を担う意欲的な農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1)町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、土地改良区等が十分な連携の下で濃密な指導を行うため、むかわ町農業振興対策協議会及びむかわ町鶴川地域農業再生協議会並びにむかわ町穂別地域農業再生協議会（以下「町農業再生協議会」という。）が主体となり、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進するとともに、望ましい経営をめざす農業者やその集団、及びこれらの周辺農家に對しての経営診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を

もって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう努める。

(2)土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の収集に努め利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、及び北海道農業公社が行う農地中間管理事業等を推進し、計画的な利用権設定等を促進する。

また、これらの農地の流動化に関しては、鶴川地区では13地区（農用地利用改善団体）及び穂別地区では9地区における土地利用調整活動において、農用地が集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である地区で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている地区の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の再構築を図る。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育

然災害への対応など、本町農業は、依然として厳しい状況下にある。
このような、めまぐるしい農業情勢の変化や課題に対処するため、立地条件や地域特性を最大限に生かし、「むかわ町農業・農村振興計画」のもと、農業者と行政、地域の関係機関・団体が一体となって、力強い地域農業の構築に向けて取り組まなければならない。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

むかわ町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、むかわ町の主たる従事者が、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保するとともに、他産業並みの年間労働時間の水準を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標とすべき 年間農業所得	主たる従事者1人あたりおおむね450万円
目標とすべき 年間労働時間	主たる従事者1人あたり1,700時間～2,000時間程度

※「主たる従事者」とは、農業経営において主体的な役割を担う者であり、業務内容や経営への関与状況等を踏まえ、耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有することが明らかな者（家族経営においては代表者等、法人経営においては経営者や役員）のこと。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とすべき所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者については、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね6割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度の活用による効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体と連携した農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための家族経営協定等に基づく夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やスマート農業技術の導入推進、経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を推進する。

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など、各種支援施策の導入・活用を促進する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

(3) 集約的な経営を志向する農業者に対しては、農業改良普及センターの指導の下に、経営規模、労働力調整等に留意しつつ策定された経営類型に基づき、重点振興作物を主体とした産地化を進めながら高収益化を図る。

(4) 生産組織については、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっており、オペレーター育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である穂別地域自治区の一部においては、農地の一体的管理を行う主体として当面地区を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人または特定農業団体の設立を図る。

令和2年度において、町内の認定農業者の農業法人は30経営体であるが令和12年度における農業法人数の目標を40経営体とする。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを促進する。

(5) 地域営農の展開にあたっては、人・農地プランとの定期的な見直しを推進し農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図り、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがいの農業を行う高齢農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしながら、地域資源の維持管理、農村地域社会の維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、この制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者への集積をはじめとして、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって関係機関団体にも協力を求めながら、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の農業構造を変革していくための経営構造対策事業や諸土地改良事業の実施にあたっては、当該地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

(6) 農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材など多様な人材の確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICT等の活用など、構造的な問題の解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した取組を

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農豪者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進するとともに、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

なお、令和17年度（2035年度）における農業法人数を5,600経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、むかわ町の令和17年度（2035年度）における農業法人数の目標数を40経営体（令和8年1月現在：37経営体）とする。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、今後の地域農業を担う個人経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

むかわ町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があることから、学生と農業者との交流や若者の視点に立ったインターン就農対策などの新規就農への関心を高める取組や町地域担い手育成センターによる就農に向けた情報提供・相談活動、親子間や第三者への円滑な経営継承に向けた取組などを推進する。

また、営農に必要な資金の確保や技術の習得のほか、指導農業士や関係機関など地域が一体となって新規就農者をサポートする取組を推進する。

オ 経営感覚を備えた農業経営者の育成

農業大学校による研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、青年農業者のネットワーク活動支援など、農業経営者としての資質向上に向けた取組を推進する。

また、農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保が期待できることから、法人経営の経営者となる人材の育成・確保を推進する。

カ 労働力不足への対応

農業従事者の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、地域の潜在的な人材や外国人材などの多様な人材の確保により、雇用・労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的な問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

キ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業経営における女性参画の促進に向けて、家族経営協定の締結や認定農業者の夫婦共同申請、技術や経営など女性農業者の資質向上を図るとともに、女性農業者のネットワーク活動の強化や男女を問わず女性の活躍に向けた意識啓発を行うなど、女性農業者が能力を発揮できる環境づくりを進める。

また、地域をリードする女性農業者があらゆる活動に参画することができる環境づくりを推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画」の実現に向けて、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援組織の育成・強化

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

積極的に行う。

(7) 農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の生産技術等の向上、女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化、さらに農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(8) 町は、町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協単位の研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の過去5年間の新規就農者は2人から10人となっており、年平均で5.6人である。本町の農業生産の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間6人の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標
本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得・260万円程度）を目標とする。

生産性の向上や労働負担の軽減など、地域で経営体を支える営農支援組織の育成・強化と安定的な運営を図るため、スマート農業技術の導入による作業の効率化やオペレーターなどの人材確保に向けた取組を推進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

むかわ町の令和7年の新規就農者は2人であり、過去10年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、農畜産物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、むかわ町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引き上げるという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間480人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、むかわ町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で3法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、むかわ町の主たる従事者が、他産業従事者と遜色のない年間労働時間及び、他産業従事者並みの生涯所得を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、次のとおりとする。

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

目標とすべき 年間農業所得	主たる従事者1人あたりおおむね450万円
農外からの就農者や農家子弟のうち 親から独立した経営を開始する者	主たる従事者1人あたりおおむね270万円
目標とすべき 年間労働時間	主たる従事者1人あたり1,700時間～2,000時間程度

※「主たる従事者」とは、農業経営において主体的な役割を担う者であり、業務内容や経営への関与状況等を踏まえ、耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有することが明らかな者（家族経営においては代表者等、法人経営においては経営者や役員）のこと。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔主要な営農類型 別添〕

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、むかわ町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、むかわ町における主要な営農類型についてこれを例示すると次のとおりである。

〔主要な営農類型 別添〕

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。
ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、標を例示すると次のとおりである。

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様 等
施設 野菜	〈作付面積等〉 ・トマト 0.33ha ・レタス 0.33ha 〈経営面積〉 ・1ha	〈主要機械施設装備〉 ・トラクター(30ps) 1台 ・ミニスプラッタ [※] 共同 ・動力噴霧器 1台 ・軽トラック 1台 ・ハウス 10棟 〈その他〉 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	《労働力》 ・家族 2名 2,990時間 《農業所得》 2,705千円

第4 第2第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成に関する考え方

本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、胆振農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して、研修、指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、町地域担い手育成センターを中心に、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な農業者や研修農業での研修の実施、青年等就農計画の策定支援・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、ほかの仕事とともに農業に従事する者など農業生産にかかわる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるような情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、町及び関係機関・団体等で組織する町地域担い手育成センターが主体となって、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修の実施や研修農場の設置運営、必要となる農用地や農業機械等の確保、資金調達のサポートを行う。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 野菜	〈作付面積等〉 ・トマト 0.33ha ・レタス 0.33ha 〈経営面積〉 ・1ha	〈主要機械施設装備〉 ・トラクター(30ps) 1台 ・ミニスプラッタ [※] 共同 ・動力噴霧器 1台 ・軽トラック 1台 ・ハウス 10棟 〈その他〉 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	《労働力》 ・家族 2名 2,990時間 《農業所得》 2,705千円

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成に関する考え方

むかわ町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して、研修、指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、町地域担い手育成センターを中心に、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な農業者や研修農業での研修の実施並びに青年等就農計画の策定支援・フォローアップのほか、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、兼業で農業に従事する者など農業生産にかかわる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるような情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、町及び関係機関・団体等で組織する町地域担い手育成センターが主体となって、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修の実施や研修農場の管理運営、必要となる農用地や農業機械等の確保、資金調達のサポートを行う。

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

また、長期農業体験者を対象に、今後の新規就農等に進む一助とするため、個別相談を開催し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、定期的な巡回を行い、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

新規就農希望者や農業後継者等を対象（就農研修生の登録）とした、町地域担い手育成センターの農業講習会への参加を促し、営農技術や農業経営の向上を図るとともに、就農研修生の交流の機会を設ける。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営発展支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとするものに対して、農地等に関する相談対応、農用地に関する情報の提供等を行う。

個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については町地域担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については町新規就農等受入協議会等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業改良普及センター、農業協同組合、指導農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、町担い手育成センターを中心に、関係機関と連携して、本町における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、町内において後継者がいない場合は、本人承諾のもと、関係機関に情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が、円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

道農業担い手育成センター等が主催する就農相談会への参加やインターネットを活用した相談の実施、独自イベントの開催等により、就農希望者を募り、町新規就農等受入協議会などと連携しながら、短期・長期の農業体験を実施し、営農技術等を習得できる受入環境を整え、新規就農等の支援を行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう農業協同組合、教育機関や教育委員会などと連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

また、長期農業体験者を対象に、今後の新規就農につなげる一歩とするため、個別相談等を実施し、就農に向けた情報の提供を行うほか、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、定期的な巡回と面談を行い、地域農業の担い手として定着する体制の強化を図る。

新規就農希望者や農業後継者等を対象とした、町地域担い手育成センターが主催する農業講習会等の研修の場への参加を促し、営農技術や農業経営の向上を図るとともに、相互交流の機会を設ける。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営発展支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら確実な定着、経営発展できるように必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとするものに対して、農地等に関する相談対応、農用地に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については町地域担い手育成センター、技術や経営ノウハウの習得については町新規就農等受入協議会等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業改良普及センター、農業協同組合、指導農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

むかわ町は、町地域担い手育成センターを中心に、関係機関と連携して、本町における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、町内において後継者がいない場合は、本人承諾のもと、関係機関に情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が、円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

道農業担い手育成センター等が主催する就農相談会への参加やインターネットを活用した相談の実施、独自イベントの開催等により、就農希望者を募り、町新規就農等受入協議会などと連携しながら、短期・長期の農業体験を実施し、営農技術等を習得できる受入環境を整え、新規就農等の支援を行うほか、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の職業の選択肢の一つとなるよう農業協同組合や教育委員会などと連携しながら、農業体験、インターンシップの受入や若手農業者や農業法人で働く人との交流ができる体制を構築し、農業に対する興味・関心を高め、将来の職業として考える機会を与える。

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度であるとともに、経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。
また、農用地の利用の集積に当たり、「人・農地プラン」の作成と、定期的な見直しを積極的に進める中で、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等を踏まえ、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を推進する。

効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本町農用地面積の概ね90%

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。
中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図る。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、町広報への掲載やインターネットの利用や他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

むかわ町農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

むかわ町農用地面積の90%程度

※「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、おおむね10年後(R17)を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稲においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

むかわ町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画のブラッシュアップを通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速化させる。
また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図る エリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

むかわ町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方針に則しつつ、本町農業の地域特性である、水稲を中心とした複合経営と、地形と気候を活かした多様な農業生産の展開といった特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図るものとして、次に掲げる事業を行う。

1 法第18条第1項の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、原則農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、個別の開催案内のほか、必要に応じて町広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の会合等を積極的に活用し、周知を図る。

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

②	参加者については、農業者、町、農業委員、農業協同組合、土地改良区その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
③	協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせの対応を行うための窓口を町農業担当課に設置する。
④	農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を策定し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
⑤	町は地域計画の策定にあたって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年行う。
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進 町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
(2)	区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる地縁的なまとまりのある地域（原則として鶴川地区13地区、穂別地区9地区）とするものとする。ただし、特殊な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。
(3)	農用地利用改善事業の内容 農用地(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手の集積を推進するものとする。
(4)	農用地利用規程の内容 ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
ア	農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
イ	農用地利用改善事業の実施区域
ウ	作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
エ	認定農業者その他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
オ	認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
カ	その他必要な事項

②	参加者については、農業者、むかわ町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととし、協議事項に係る問い合わせ等の対応窓口を町農政担当課に置く。
③	(2)に統一
③	農業上の利用が行われる農用地等の区域については、地域計画が策定されている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、あらゆる手段を講じてもおお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
(4)	本町は地域計画について、地域における農業のあり方や農用地の利用状況、担い手の意向等の変化を踏まえ、関係機関及び地域の農業者等と協議を行い、必要に応じて随時見直すものとする。
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
(1)	同左
(2)	区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。
(3)	農用地利用改善事業の内容 (2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。
(4)	農用地利用規程の内容 ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
ア	農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
イ	農用地利用改善事業の実施区域
ウ	作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
エ	認定農業者その他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
オ	認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
カ	その他必要な事項

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示、町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

① 農用地利用規程においては、②に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

② (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、別に定める様式により認定申請書をむかわ町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

① 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の規定に基づき認定する。

- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- (エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

② 町は、①の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

③ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

② (5)の②に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

① アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

② 町は、①に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の①に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の②の認定をする。

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の県境及び招待の見直し等から見て効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定に関する事項
- ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- エ その他農林水産省令で定める事項

③ 町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を町の掲示板への掲示、町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該広告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、町に意見書を提出することができる。

④ 町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、町は(5)の①の認定を行う。

- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき①の(8)の権利を有する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申し出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受けり者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、貸借権、使用貸借による権利その他の農協経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。）第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 削除

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

⑥ ①の場合の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考慮し算出する。

⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年1月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な事項を報告することとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。

③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(7) 農用地利用規程の変更等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)のアの認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「施行規則」という。）第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

イ 認定団体は、アのただし書きの場合（同項ただし書きの施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。

ウ 町は、認定団体が(5)のアの認定に係る農用地利用規程（ア又はイの規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

エ (5)のイ及び(6)のウの規定はアの規定による変更の認定について、(5)のウの規定はア又はイの規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託促進の必要性についての普及啓発
 - エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
町は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 町は、土地基盤整備の促進を通じて、水田の汎用性を高め、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、町地域農業振興計画に基づき、農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- ウ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合及び地域の代表者並びに学識経験者をもって構成するむかわ町農

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

イ 町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
町は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮する。

- ア 用排水路の整備や区画整理などの土地改良事業等による生産基盤の条件整備の促進
- イ 農畜産物の生産体制の整備と農業・農村の活性化の促進
- ウ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組の促進
- エ 地域農業の振興に関するその他の施策への取組の推進

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

むかわ町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつむかわ町農業振

むかわ町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

業振興対策協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実践に資することとなるよう、町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 町、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

- 附 則
1 この基本構想は、平成14年8月26日から施行する。
- 附 則
1 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 附 則
1 この基本構想は、平成22年4月21日から施行する。
- 附 則
1 この基本構想は、平成24年3月29日から施行する。
- 附 則
1 この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。
- 附 則
1 この基本構想は、平成29年1月6日から施行する。
- 附 則
1 この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。
- 附 則
1 この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例による。

業振興対策協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、**第3**の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携のもとに、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) **むかわ町**、農業委員会、農業協同組合**は**、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

- 附 則
この基本構想は、平成14年8月26日から施行する。
- 附 則
この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 附 則
この基本構想は、平成22年4月21日から施行する。
- 附 則
この基本構想は、平成24年3月29日から施行する。
- 附 則
この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。
- 附 則
この基本構想は、平成29年1月6日から施行する。
- 附 則
この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。
- 附 則
1 この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例による。
- 附 則
この基本構想は、令和 年 月 日から施行する。

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案（新旧対照表）

--	--	--